

令和3年度 当初予算編成方針

I 市を取り巻く環境

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大により、経済や市民生活に甚大な影響を受けつつも、すでに6度にわたる感染症対策に係る補正予算を編成し、「市民生活」「市内事業者」を支える取組みを迅速かつ的確に進めてきた。しかしながら、いまだ感染の終息は見通せず、変化する感染状況への臨機応変な対応が求められている。

日本経済の先行きについて、9月の月例経済報告では「このところ持ち直しの動きがみられる」とあるが、今後の感染の動向により、日本経済のみならず世界経済も大きく変動するなど、先行きが見通せない状況にある。このため、現時点においては、中長期にわたる今後の対応を予見することは困難である。

II 市の財政見通しと取組の方向性

本市では、これまで土地区画整理事業による宅地化、人口の増加などを背景に、歳入の根幹を成す個人市民税や固定資産税が堅調に推移してきたが、感染症の影響により、今後の企業活動の停滞や個人所得の減少などから、市税の減収が複数年続くことが懸念される。さらに、令和3年度は、市税のみならず、地方消費税交付金を始めとする主要な交付金の下振れが確実な情勢となっている。

一方、歳出面では、子育て環境の充実、公共施設の老朽化対策に加え、感染症の拡大に端を発した「新たな日常」を実現するためのデジタル化対応経費や生活支援に伴う社会保障関係費などが増大する。

今後の感染症の影響によっては、本市の財政状況が想定以上に悪化することも懸念されるが、きたる令和3年度は、現在策定中の第6次日進市総合計画が新たにスタートする年であり、長期的な視野に立ち、諸施策の着実な推進を図る必要がある。

感染症の影響を確実に見通すことが困難な中での予算編成であり、財政的には厳しい局面ではあるが、こうした状況を好機ととらえ、職員の能力・戦力アップを図るとともに、前例にとらわれることなく、新しいことにチャレンジすることで自らが直面する課題を改善するなど、すべての事務事業のあり方を見直す機会とする。

新規事業を実施する場合は、既存事業の手法の合理化や運用の工夫・改善を図り、「ビルド・アンド・スクラップ」により、限られた財源を最大限に有効活用し、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、持続可能な財政運営を確保していく。

Ⅲ 予算編成の考え方

厳しい財政状況下にあっても、市民サービスの質を低下させず、安定的に提供することを基本方針とし、予算を編成する。

歳出の増または歳入の減を伴う新規・拡充事業を実施する際には、原則として既存事業の廃止や見直し、新たな歳入の確保を図るなどして財源を確保する。

限られた財源を有効に活用するため、事務事業評価などにより、必要性・効果・効率性を踏まえ、真に必要な経費へと絞り込むとともに、事業の実施方法を含め、前例にとらわれることなく、すべての事業で見直しを徹底し、経常経費を節減する。

特別会計・企業会計については、特にその設置趣旨を十分に踏まえて、経営改善に努める。原則として、一般会計からの繰入金に頼ることなく、健全な財政運営を維持できるようにする。

(1) 令和3年度の歳入一般財源見込みと特定財源の確保

- 令和3年度一般会計における歳入一般財源の総額は、感染症の影響などにより個人市民税や法人市民税が減収し、市税は150億を下回る（令和元年度156億円）と見込んでいる。
地方譲与税及び県税交付金等は、法人事業税交付金や地方消費税交付金の減収により、約22億円（令和元年度23.7億円）と見込んでいる。
- 国庫補助金等については積極的に要望しつつも、獲得することによるその後のランニングコストも検討し、市の将来負担に繋がらないよう十分に精査することとし、補助率の圧縮等も勘案し、確実に見込める額を予算計上するものとする。
- 国・県補助金はもちろん各種財団等の補助金の獲得を始め、市税等の収納率の向上、財産収入・広告料収入、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを積極的に活用するなど、増収のための方策により歳入確保に積極的に努めるものとする。
- 特別会計・企業会計も含めて、地方債や債務負担行為については、世代間の公平性に配慮しつつ、将来世代に過度な負担を残さないよう、中期財政計画に掲げた目標を堅持しつつ、活用していくものとする。

(2) 予算編成の手法

- 本年度においても従前の枠配分方式と一件査定方式のメリットを併せた「新枠配分方式」を採用する。経常経費調査により事務事業の見直しを徹底するとともに、優先順位の高い政策的経費を予算化し、限られた財源の効果的な活用を目指す。
- 政策的経費は、各部ごとの予算配当に対する動機付けを強めるため、原則として部に枠配分し、あらかじめ企画政策課の了承のうえで、部において優先順位の高い事業に予算配当するものとする。
ただし、相互に関連性の高い事業を展開する健康福祉部とこども未来部、都市整備部と産業政策部間の配分調整は可とする。
- 経常経費は、原則として課に枠配分する。事務事業の実施にあたっては、創意工夫により経費縮減を図り、真に必要な経費を絞り込み予算計上すること。
なお、さらなる事務事業の見直しにより削減した経費は、政策的経費や修繕予算への配分を可とする。
- 第2次経営改革プランに基づき、市有建築物の老朽化対策等を計画的に推進するための「修繕予算枠」を設け、市有建築物の長寿命化や財政負担の平準化を目指す。
- 建設業者等の経営環境の健全化、労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などに資するため、ゼロ債務負担行為を活用した発注・施工時期等の平準化に取り組むこととする。